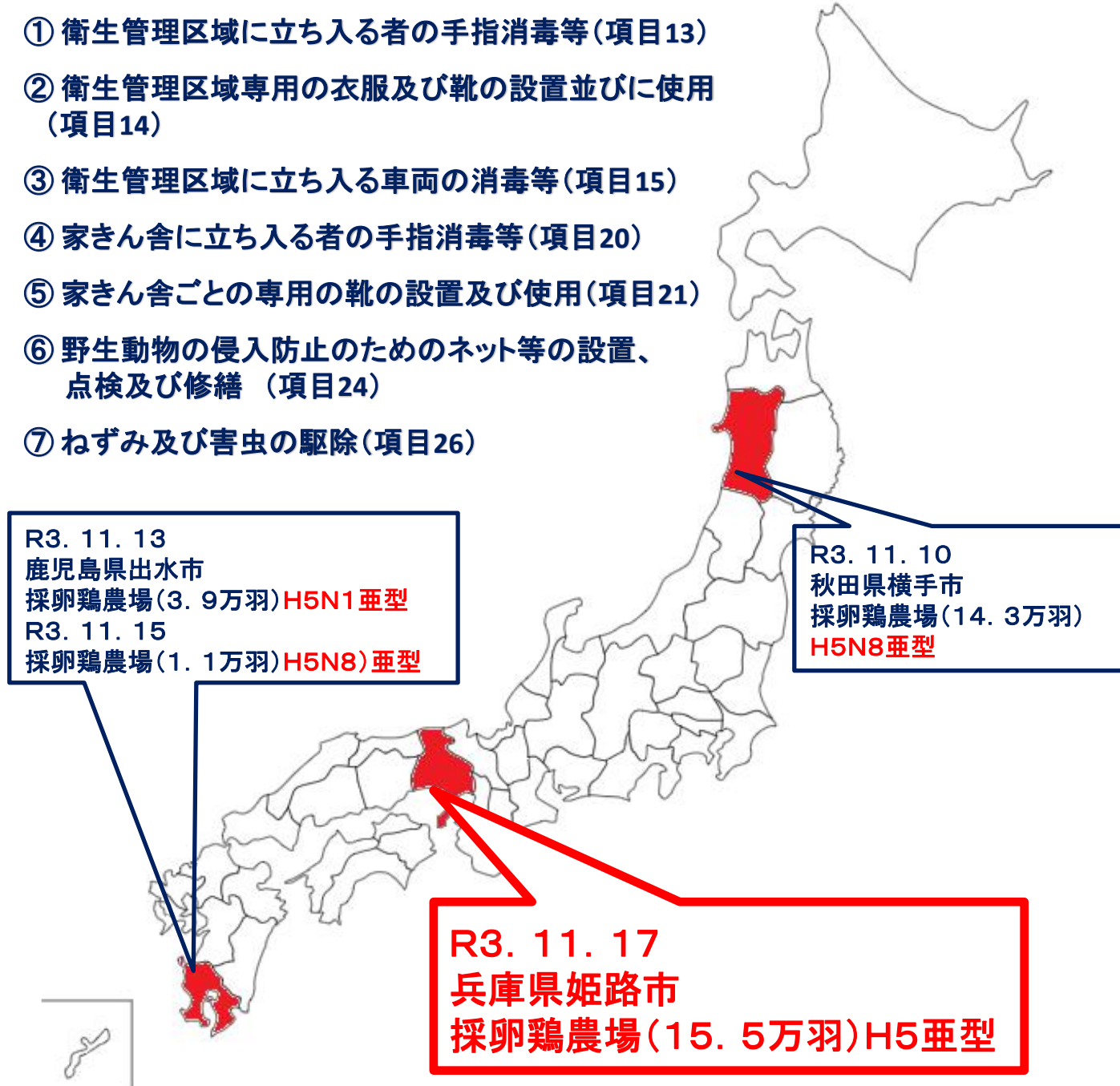


高病原性鳥インフルエンザ隣接県で続発

◆兵庫県で高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜が確認されました。

◆飼養衛生管理基準の内、重点項目について再点検願います。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用(項目21)
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除(項目26)



◆家きんに異常を認めましたら即通報を!!